

# いちき串木野市の住まいの情報

ここでは、本市で快適な暮らしを送るための住まいの情報についてご紹介します。

## 定住促進補助制度

市の定住促進住宅地を購入される方で、市民として永住もしくは、10年以上居住する方を対象に補助金を交付します。

現在、市内にお住まいの方も利用できます。(ただし、条件がありますのでご注意ください。)



### 【住宅補助】

住宅の新築・購入資金の5%を補助

最高 50 万円

### 【定住補助】

中学生までの子ども一人につき30万円

最高 90 万円

### 【土地購入補助】

土地購入費の10%を補助

最高 100 万円

### 【若年世帯加算】

購入者またはその配偶者が40歳未満の場合

20 万円

### 【若年世帯加算】

購入者またはその配偶者が40歳未満の場合

20 万円

## 市が定める定住促進分譲団地

詳しい内容については、いちき串木野市土地開発公社まで、お気軽にお問合せください。

TEL : (0996) 33-5629 (直通)

FAX : (0996) 32-3124



## 定住促進団地（定住促進子育て団地）

定住促進住宅では、市外からの転入で18歳以下の子どもがいる世帯等に対して、家賃の減額助成や育児相談などの子育て支援を行っています。

### 【入居者資格】

- いちき串木野市外に居住されている方
- 婚約中及び結婚される方で、いずれかが現在いちき串木野市外に居住されている方
- 18歳以下の養育している子どもがいる世帯
- 市税等の滞納がない方
- 入居者及びその同居者が暴力団員でないこと



酔之尾東団地

## 住宅リフォーム補助

個人住宅のリフォーム・増改築工事について、補助金を交付しています。

市内に居住する方の個人住宅で、居住部分のリフォーム工事等を市内業者(本社所在)が行うことが条件となります。

### 【対象工事費】

**20**万円以上(補助率10%)

### 【補助金限度額】

**10**万円

※**対象外工事** 外構工事、倉庫・車庫の増築及び設備機器等の購入で、改修工事が伴わないもの

## 結婚新生活支援

市では、結婚に伴う新生活に係る費用(居住費・引っ越し費用)を補助し、婚姻に伴う経済的負担をサポートしています。

**【対象資格となる方】** 以下のすべてを満たすことが必要です。

- (1)令和2年1月1日から令和3年2月28日までの間に婚姻届を提出し、受理された世帯
- (2)令和2年1月1日から令和3年2月28日までの間に結婚を機に本市に住居を新たに購入・賃借し、当該住宅の住所に居住している世帯
- (3)令和元年中の世帯所得が340万円未満であり、夫婦共に婚姻日における年齢が34歳以下の世帯
- (4)他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと(個人負担部分が対象)

### 【補助対象となる経費】

#### (1)結婚を機に新たに住宅を取得する際に要した費用

駐車場代、土地代、光熱費、旧住宅の解体撤去費、設備購入費等は対象外

#### (2)結婚を機に新たに住宅を賃借する際に要した費用

賃料、敷金、礼金(保証金などこれに類する費用を含む)、共益費、仲介手数料が対象  
勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分については補助対象外

#### (3)結婚に伴う引っ越しの費用

引っ越し業者または運送業者への支払いその他の引っ越しにかかる実費が対象です。

不用品の処分費、自らレンタカーで引越した場合や、友人等に頼んで引越した場合の費用は対象外です。